

2020年  
4月1日

ファミリー・サポート・センター<熊本>

# 子どもの預かりが できる場所が広がります

ファミリー・サポート・センター  
<熊本>の協力会員が子どもを  
預かる場所が、令和2年4月1日  
から、**会員の自宅、児童館・子育て  
支援センター等、子どもの安全が  
確保できる場所**となります。  
※依頼会員と協力会員の相互合意  
が必要

## 何が変わるの？

子どもを預かることができる場所が次のように変わります。

令和2年  
3月まで

協力会員の自宅

令和2年  
4月から

・会員の自宅(協力会員、依頼会員)  
・児童館や子育て支援センターなど  
の子どもの安全が確保できる場所  
※ただし、会員相互の同意が必要

## どのような活動ができるようになるの？

例えば、このような活動ができるようになります。

### 児童館や 子育て支援センター

用事先の近くの児童館や子育て支援センター等で短時間のお預かり

### 乳幼児健診会場での 同伴の子どもの見守り

健診を受ける乳幼児のごきょうだいのお預かり

### 依頼会員在宅時に 依頼会員の自宅で

- ・家事をする間に、子どもを預かって欲しい
- ・自分の体調が悪くて休みたいから、自宅で子どものお世話をお願いしたい …など

### 依頼会員が病院を 受診するとき

病院を受診するときに、待合室などでの預かり

※ただし、職場や商業施設内での預かりは対象外です。

## 利用するには、どうしたらいいの？

- 会員の方  
…これまでどおり、事務局へご連絡ください。
- 会員登録をしていない方  
…まず、会員登録が必要です。  
登録を希望される方は、事務局へご連絡ください。

## 活動場所に関するFAQ

<p>● 協力会員の自宅以外でも、必ず活動をしないといけないのですか？</p> <p>これまでどおり、協力会員の自宅のみでの活動も可能です。</p> <p>ご自宅で預かりが困難な協力会員や依頼会員が、柔軟で活発な活動ができるように、活動の場所を協力会員の自宅以外での預かりを可能としました。</p>
<p>● すべての協力会員が、協力会員の自宅以外でも子どもを預かってくれるのですか？</p> <p>協力会員の方の活動の内容、場所はそれぞれ違います。</p> <p>協力会員の自宅以外でも預かることができますが、その場所での活動を全会員に強制するものではありません。活動場所の選択肢のひとつとしてご理解ください。</p> <p>預かり場所については、協力会員と依頼会員で同意のうえ、決めてください。</p>
<p>● どのような場合に、依頼会員の自宅で行うのですか？</p> <p>例えば、次のような場合です。</p> <p>・依頼会員が自宅就労している場合                      ・依頼会員が体調不良等で育児が困難な場合 ・依頼会員が家事等を行う時間が必要な場合            ・双子や2人以上の乳幼児を育児している場合    など</p>
<p>● 依頼会員の自宅で、依頼会員が不在時の預かりをして欲しいのですが？</p> <p>依頼会員又は保護者が不在時の預かりはできません。</p> <p>保護者については、依頼会員の配偶者、祖父母など同居している成人の方とします。</p>
<p>● 依頼会員の自宅で行う場合、皿洗いや洗濯などの家事をしてもらえますか？</p> <p>子どもの預かり以外の家事支援は行うことはできません。</p>
<p>● 児童館や子育て支援センターで預かりをする場合の、利用者登録などはどうしたらいいですか？</p> <p>依頼会員が行ってください。</p> <p>また、利用施設との連絡が必要な場合も依頼会員が行うことになります。</p>
<p>● 商業施設内のキッズスペースや職場での預かりはできますか？</p> <p>できません。</p>
<p>● 子どもを預かった後に、預かり場所から他の場所に移動して預かりすることはできますか？(送迎以外)</p> <p>近隣へ徒歩での移動は可能ですが、車や自転車、交通機関を利用した移動はできません。</p> <p>(例) ○可能○ 協力会員の自宅での預かり中に、徒歩で近所の子育て支援センターに行く ×不可× 協力会員の自宅での預かり中に、バスで子育て支援センターへ行く</p>
<p>● 『子どもの安全が確保できる場所』はどのように判断すればいいですか？</p> <p>預かる子どもの発達段階や子どもの人数、預かりの時間により協力会員と依頼会員の間で十分に相談してください。</p> <p>有償のボランティア活動ですので、協力会員がその場所で子どもの預かることについて不安がある場合に、無理に活動することはおすすめしていません。</p>
<p>● 顔合わせはどこで行いますか？</p> <p>預かり場所の範囲に応じて、次の場所で顔合わせを行います。</p> <p>①協力会員の自宅以外のみで預かりを行う場合……依頼会員の自宅で行う (協力会員の自宅で行わない場合) ②協力会員の自宅でも預かりを行う場合                      ……協力会員の自宅で行う</p>
<p>● 預かり場所までの協力会員の交通費は誰が負担するのですか？</p> <p>活動に伴う交通費として、報酬とは別に実費を依頼会員が協力会員に支払ってください。</p> <p>なお、報酬は子どもの預かりを行った時間分(子どもの対面して別れるまでの時間分)のみです。</p>
<p>● 協力会員の自宅以外で預かりを行う場合、食事の提供はどのようになりますか？</p> <p>協力会員の自宅以外で預かりを行う場合は、火気を使用する食事の提供はできません。依頼会員が準備をしてください。</p>